

改 正 後	改 正 前
<p>（法第八条第二十二項の厚生労働省令で定めるサービス） 第十七条の十二 法第八条第二十二項の厚生労働省令で定めるサービスは、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービス（以下「<u>看護小規模多機能型居宅介護</u>」という。）とする。</p> <p>（要介護認定の申請等） 第三十五条（略） 2（略） 3（略） 一～四（略） 五 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）<u>第三条の十一（指定地域密着型サービス基準第五十七条及び第六十九条において準用する場合に限る。）</u>に違反したことがないこと。 4～6（略） （日常生活に要する費用） 第六十一条 法第四十一条第一項並びに第四項第一号及び第二号並びに第四十二条第三項の厚生労働省令で定める費用は、次の各号に掲げる居宅サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。</p>	<p>（法第八条第二十二項の厚生労働省令で定めるサービス） 第十七条の十二 法第八条第二十二項の厚生労働省令で定めるサービスは、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービスとする。</p> <p>（要介護認定の申請等） 第三十五条（略） 2（略） 3（略） 一～四（略） 五 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）<u>第十三条（指定地域密着型サービス基準第五十七条及び第六十九条において準用する場合を含む。）</u>に違反したことがないこと。 4～6（略） （日常生活に要する費用） 第六十一条 法第四十一条第一項並びに第四項第一号及び第二号並びに第四十二条第二項の厚生労働省令で定める費用は、次の各号に掲げる居宅サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。</p>

一〇三 (略)

(居宅介護サービス費の代理受領の要件)

第六十四条 法第四十一条第六項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 居宅要介護被保険者が指定居宅サービス(居宅療養管理指導及び特定施設入居者生活介護(利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。))を除く。)を受ける場合であつて、次のいずれかに該当するとき。

イ・ロ (略)

ハ 当該居宅要介護被保険者が小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定居宅サービスが指定地域密着型サービス基準第七十四条第一項(指定地域密着型サービス基準第八十二条において準用する場合を含む。)の規定により作成された居宅サービス計画の対象となつているとき。

ニ (略)

二 居宅療養管理指導及び特定施設入居者生活介護を受けるとき。

(削除)

一〇三 (略)

(居宅介護サービス費の代理受領の要件)

第六十四条 法第四十一条第六項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 居宅要介護被保険者が指定居宅サービス(居宅療養管理指導及び特定施設入居者生活介護(利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。))を除く。)を受ける場合であつて、次のいずれかに該当するとき。

イ・ロ (略)

ハ 当該居宅要介護被保険者が小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスを受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定居宅サービスが指定地域密着型サービス基準第七十四条第一項(指定地域密着型サービス基準第八十二条において準用する場合を含む。)の規定により作成された居宅サービス計画の対象となつているとき。

ニ (略)

二 居宅療養管理指導及び特定施設入居者生活介護(有料老人ホームに係るものを除く。)を受けるとき。

三 特定施設入居者生活介護(有料老人ホームに係るものに限る。以下この号において同じ。))を受けるときは、特定施設入居者生活介護を行う者から市町村(法第四十一条第十項の規定により審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会とする。)に対し、入居者である居宅要介護被保険者に代わり居宅介護サービス費の支払を受けることについて当該居宅要介護被保険者の同意を得た旨及びその者の氏名等が記載され

(法第四十二条の二第二項第一号の厚生労働省令で定める複合型サービス)

第六十五条の三の二 法第四十二条の二第二項第一号の厚生労働省令で定める複合型サービスは、看護小規模多機能型居宅介護とする。

(地域密着型介護サービス費の代理受領の要件)

第六十五条の四 法第四十二条の二第六項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 居宅要介護被保険者が指定地域密着型サービス(小規模多機能型居宅介護(利用期間を定めて行うものを除く。次号において同じ。))、認知症対応型共同生活介護(利用期間を定めて行うものを除く。第三号において同じ。))、地域密着型特定施設入居者生活介護(利用期間を定めて行うものを除く。第三号及び第四号において同じ。))、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護(利用期間を定めて行うものを除く。))に限る。次号において同じ。)を除く。)を受ける場合であつて、次のいずれかに該当するとき。

イ〜ハ (略)

三 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けるとき。

(削除)

た書類が提出されるとき。

(法第四十二条の二第二項第一号の厚生労働省令で定める複合型サービス)

第六十五条の三の二 法第四十二条の二第二項第一号の厚生労働省令で定める複合型サービスは、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービスとする。

(地域密着型介護サービス費の代理受領の要件)

第六十五条の四 法第四十二条の二第六項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 居宅要介護被保険者が指定地域密着型サービス(小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護(利用期間を定めて行うものを除く。第三号において同じ。))、地域密着型特定施設入居者生活介護(利用期間を定めて行うものを除く。第三号及び第四号において同じ。))、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービスを除く。)を受ける場合であつて、次のいずれかに該当するとき。

イ〜ハ (略)

三 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護(有料老人ホームに係るものを除く。))及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けるとき。

四 地域密着型特定施設入居者生活介護(有料老人ホームに係るものに限る。以下この号において同じ。))を受ける場合にあつ

ては、地域密着型特定施設入居者生活介護を行う者から市町村（法第四十二条の二第九項において準用する法第四十一条第十項の規定により審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会とする。）に対し、入居者である居宅要介護被保険者に代わり地域密着型介護サービス費の支払を受けることについて当該居宅要介護被保険者の同意を得た旨及びその者の氏名等が記載された書類が提出されているとき。

（日常生活に要する費用）

第八十四条 法第五十三条第一項並びに第二項第一号及び第二号並びに第五十四条第三項の厚生労働省令で定める費用は、次の各号に掲げる介護予防サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

一 一三（略）

（地域密着型介護予防サービス費の支給の要件）

第八十五条の二 法第五十四条の二第一項の厚生労働省令で定めるときは、次のとおりとする。

一 居宅要支援被保険者が指定地域密着型介護予防サービス（法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）（介護予防小規模多機能型居宅介護（利用期間を定めて行うものを除く。次号において同じ。）及び介護予防認知症対応型共同生活介護（利用期間を定めて行うものを除く。第三号において同じ。）を除く。）を受ける場合であつて、次のいずれかに該当するとき。

イ 一八

二・三（略）

（日常生活に要する費用）

第八十四条 法第五十三条第一項並びに第二項第一号及び第二号並びに第五十四条第二項の厚生労働省令で定める費用は、次の各号に掲げる介護予防サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

一 一三（略）

（地域密着型介護予防サービス費の支給の要件）

第八十五条の二 法第五十四条の二第一項の厚生労働省令で定めるときは、次のとおりとする。

一 居宅要支援被保険者が指定地域密着型介護予防サービス（法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）（介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（利用期間を定めて行うものを除く。次号において同じ。）を除く。）を受ける場合であつて、次のいずれかに該当するとき。

イ 一八

二・三（略）

(法第六十九条の三の厚生労働省令で定める事業者若しくは施設
) 第百十三条の九 法第六十九条の三の厚生労働省令で定める事業者
又は施設は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域
密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設
入所者生活介護及び複合型サービス(看護小規模多機能型居宅
介護に限る。)に係る指定地域密着型サービス事業者

三 八 (略)

(法第六十九条の三の厚生労働省令で定める事業者若しくは施設
) 第百十三条の九 法第六十九条の三の厚生労働省令で定める事業者
又は施設は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域
密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設
入所者生活介護及び複合型サービスに係る指定地域密着型サ
ービス事業者

三 八 (略)